

誓約書

1 私は、豊岡市営移住促進住宅に入居・同居・承継の許可の手続きをするにあたり、私及び同居者が「暴力団員等でないこと」を誓約するとともに、暴力団員等であるか否かの情報を警察に照会することに同意します。

また、私及び同居者が暴力団員等であることが判明し、住宅の明渡しを請求された場合には、移住促進住宅を返還することを併せて誓約します。

2 私は、犬・猫等のペット類は、決して飼育しないことを誓約し、万が一、飼育が判明し豊岡市から賃貸借の契約解除があったときは、私及び同居者は通知に従い速やかに移住促進住宅から退去します。

年 月 日

豊岡市長 様

申込者住所.....

申込者氏名.....

(必ず本人が署名してください。)

配偶者氏名.....

(必ず本人が署名してください。)

電話番号.....

(参照) 裏面、豊岡市営移住促進住宅の設置及び管理に関する条例(抜粋)

豊岡市営移住促進住宅の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入居者の資格）

第5条 移住促進住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(3) 入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体の構成員（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（同居の承認）

第11条 移住促進住宅の入居者は、当該住宅への入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。

（入居の承継）

第12条 移住促進住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該移住促進住宅に居住を希望するときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する引き続き居住することを希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。

（入居者の保管義務等）

第21条 入居者は、移住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって移住促進住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

（迷惑行為の禁止）

第22条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（一時不使用の届出）

第23条 入居者は、移住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

（転貸等の制限）

第24条 入居者は、移住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の制限)

第 25 条 入居者は、移住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(模様替等の制限)

第 26 条 入居者は、移住促進住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が移住促進住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第 1 項に規定する承認を得ずに移住促進住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(移住促進住宅の明渡し請求)

第 28 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、入居決定を取り消し、移住促進住宅の明渡しを請求することができる。

(5) 第 11 条、第 12 条及び第 21 条から第 26 条までの規定に違反したとき。

(7) 暴力団員等であることが判明したとき(同居者が暴力団員等であることが判明したときを含む。)。